【別紙１】

「行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令案及び行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令案についての意見募集」に対する意見及びそれに対する総務省の考え方

■意見募集期間：令和７年８月 21 日（木）～同年９月 19 日（金）

■意見提出件数：３件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

No.	意見提出者	御意見	御意見に対する考え方	省令への反映の有無
1	個人	行政手続法第１５条第４項の趣旨に沿うなら、不特定多数の者が閲覧するためには、著作権法第２条第５項（特定かつ多数の者）が適用されてはならず、当該行政庁の事務所の掲示場における掲示と同等以上のアクセスを確保するためには、ＵＲＬが何でもよいわけではなく、当該行政庁が一般向けに情報を提供するために使用するホームページ（ウェブサイト）に分かりやすく公示事項を掲載すべきであり、なおかつ、識別符号（不正アクセス禁止法第２条第２項）を用いてはならない。インターネットというだけでは不十分と思われる。	著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第５項を適用してはならないとの点については、同項は「「公衆」には、特定かつ多数の者を含む」と規定しており、不特定の者も「公衆」を構成するため、御指摘は当たらないものと考えます。 ＵＲＬや識別符号に関する御意見については、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年法律第 63 号。以下「デジタル規制改革推進法」という。）による改正後の行政手続法（平成５年法律第 88 号。以下「改正後行手法」という。）第 15 条第４項は、「総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く」と規定しており、手段として「総務省令で定める方法」をとった上で結果として「不特定多数の者が閲覧することがで	無

			きる状態に置く」ことを求めているものであるため、省令案に不十分な点はないと考えますが、適正な運用の確保に当たって参考にさせていただきます。	
2	個人	意見者は法学部法律学科卒（法律評価権限有） 諸外国のデジタルガバメントと比較してようやく日本政府のデジタル政策も時代環境変化に追いついてきたと評価できるので、本件改正方向性には賛同します。	本省令案に対する賛同の御意見として承ります。	無
3	個人	電子申請の推進や不服審査のデジタル化は、行政手続の効率化や利便性向上に貢献し、紙の使用削減によるCO2排出抑制にも寄与する点で支持します。 しかし、デジタル化偏重による以下の弊害を懸念し、対策を求めます。 デジタルデバイドの拡大 高齢者、デジタルに不慣れな人、低所得者、地方在住者が、電子申請（例：住民票のマイナポータル申請、e-Tax）や不服申立てのオンライン化から排除されるリスクがあります。健康保険証統合では、デジタルにアクセスできない国民から多くの不満が寄せられました。地方ではインターネット環境が不安定な地域も多く、オンライン依存は不公平を助長します。	デジタルデバイドへの配慮については、改正後行手法第 15 条第４項及びデジタル規制改革推進法による改正後の行政不服審査法第 51 条第３項において、総務省令で定める方法により公示するとともに、行政庁の事務所の掲示場での書面の掲示又は当該事務所に設置した電子計算機の映像面での表示による閲覧が必要とされております。 そのほかの点については、行政手続法及び行政不服審査法に基づく手続のオンライン化に関する御意見として承ります。	無

		プライバシーとセキュリティの懸念 マイナンバーカードを用いた電子申請や不服申立てでは、個人情報の一元管理が進み、漏洩や不正アクセスのリスクが高まります。2023 年マイナポイント不正アクセス事件は、認証システムの脆弱性を露呈しました。セキュリティ強化（例：量子耐性暗号）は必要ですが、100%安全は不可能であり、偽造や悪用の「イタチごっこ」が続く懸念があります。 システム障害や災害時の機能不全 電子申請や不服申立てに依存すると、システム障害や災害でサービスが停止するリスクがあります。2021 年の J-LIS サーバーダウンでは電子証明書発行が遅延し、2023 年台風 13 号では通信障害でオンライン手続が 3 日間停止しました。こうした事態は、行政サービスや救済手続の継続性を損ないます。 実質的義務化の懸念 電子申請でマイナンバーカードが事実上必須になると、未取得者が住民票申請や不服申立てで不便を強いられます。携帯電話契約（eKYC）でも同様の課題が顕在化しています。政府の普及目標が、未取得者に社会的圧力を与え、不公平感を助長しています。 提言		

		以下の対策を強く求めます： マイナンバーカードの取得任意性を明確に維持し、電子申請や不服申立てで実質的義務化を防ぐ。 運転免許証やパスポートなど、代替認証手段を行政手続（住民票、税務申告）や不服申立てで確実に確保。 システム障害や災害時に備え、オフライン手続（紙の申請、窓口対応）を強化し、サービス継続性を保証。 不服申立てのオンライン化で、デジタルに不慣れな人へのサポート（例：窓口での代行入力）を拡充。 再発行プロセスのセキュリティを強化し、偽造や悪用のリスクを最小化。 デジタル化の利便性とリスクのバランスを取り、国民全員が公平にサービスを受けられる仕組みを構築してください。		